



緊急事態宣言が発出されました

不要不急の 外出は避けてください

新型コロナウイルスの急速な感染拡大に対応するため、国は4月23日、東京都に、4月25日～5月11日を期間とする緊急事態宣言を発出しました。都は同日、人流の抑制を最優先とした緊急事態措置を発表しました。

区は、国・都の方針を受けて、区立施設の休館や事業の中止などを定めた練馬区方針(裏面)を決定しました。

▶ 問合せ:危機管理課安全安心係 ☎5984-1027 FAX 3993-1194



区民の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が急激に増加し、変異株への急速な置き換わりが懸念されています。

区民の皆さんには、これまでも長期にわたって感染防止にご協力頂いてきましたが、改めてお願いをしなければなりません。

医療機関への通院、生活必需品の買い物などを除き、不要不急の外出はお控えください。やむを得ず外出する際には、マスクの着用、手洗いや消毒、いわゆる3密の回避など、基本的な感染防止対策の一層の徹底をお願いいたします。

また、休業要請、施設の休館などによりご不便をおかけしますが、ご理解をお願い申し上げます。

練馬区は、先週から、特別養護老人ホーム入居者へのワクチン接種を開始しました。国からワクチンが配布される次第、順次、75歳以上の方、65～74歳の方、基礎疾患のある方、一般区民の方へと拡大します。「練馬区モデル」の全面的な展開の準備は万端整っています。

コロナ対策の決め手はワクチンです。練馬区医師会、練馬区薬剤師会の皆さんと力を合わせて、「早くて 近くて 安心」な接種を進めてまいります。



令和3年4月24日 練馬区長 前川燿男

新型コロナウイルス感染症に対する 練馬区方針（4月24日）

区は、国および都の方針を受けて、4月25日から5月11日までの間、以下のとおり対応する。5月12日以降の対応は、別途決定する。

① 基本的な考え方

- (1)区民の皆さまに、日中も含めた不要不急の外出は控えるようお願いする。午後8時以降の外出、混雑している場所や時間での行動、都道府県間の移動を、控えるようお願いする。特に、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えるようお願いする。
- (2)区内の酒類またはカラオケ設備を提供する飲食店等には休業、それ以外の飲食店等については、営業時間の短縮をお願いする。また、引き続き業種別ガイドラインの遵守をお願いする。

② 具体的な対応策

【子どもの施設】

- (1)区立小中学校、区立幼稚園は、運営を継続する。
- (2)ぴよぴよ(子育ての広場)、児童館は、運営を継続する。
- (3)保育所等保育施設、練馬こども園、学童クラブは、運営を継続する。

【高齢者・障害者の施設】

- (1)敬老館、はつらつセンターは、4月25日から休館する。
- (2)デイサービスセンター、福祉園・福祉作業所等の障害者福祉施設は、運営を継続する。

【その他の区立施設】

- (1)文化・生涯学習施設(練馬文化センター、美術館、図書館等)、スポーツ施設(体育館、運動場、庭球場等)、集会施設(地区区民館、地域集会所等)は、4月25日から休館する。
ただし、練馬文化センター、大泉学園ゆめりあホール、生涯学習センターのホール利用については、無観客の場合、例外とする。
- (2)少年自然の家は、引き続き休館する。

【イベント・事業】

- (1)区が主催するイベント・事業は、原則中止・延期とする。ただし、無観客またはオンライン開催など代替手段が講じられる場合は、形態を変更して実施する。
- (2)学校教育支援センターのいじめ相談や男女共同参画センターのDV相談など、相談・支援事業は、引き続き実施する。電話対応など、代替手段が講じられる場合は、形態を変更して実施する。

③ 区民の皆さまへのお願い

日中も含めた不要不急の外出は控えていただくようお願いいたします。午後8時以降の外出、混雑している場所や時間での行動、都道府県間の移動は、控えていただくようお願いいたします。特に、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請または営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は、控えていただくようお願いいたします。通院や買い物など、必要な外出も短時間にしてください。

路上・公園等における集団での飲酒は、控えてください。

感染対策の基本である、マスクの着用・手洗い・換気の徹底、3密の回避を引き続きお願いいたします。

④ 区内事業者へのお願い

酒類またはカラオケ設備を提供する飲食店等は休業を、それ以外の飲食店等は、営業時間を午後8時までとするようお願いいたします。

営業に当たっては、業種別ガイドラインを遵守してください。

⑤ 練馬区方針の取扱い

- (1)この方針に記載のない事項で、国・都の方針が発出されているものは、それによることとする。
- (2)この方針は、国・都の方針に変化が見られた際など、必要に応じて見直しを行う。

事業の休止情報、区内の感染者数など最新の情報は、区ホームページをご覧ください

